

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援契約の締結にあたっては、「居宅介護支援重要事項説明書」に基づいて説明を受け、その内容についてご確認のうえ、同意される場合は、当該書類に署名若しくは記名捺印をお願いいたします。

なお、心身の状況により、署名等又はご判断等に支障がある場合は、ご家族又は成年後見人等の方が代理で署名若しくは記名捺印等の契約手続きをお願いいたします。

1. サービスの提供主体

居宅介護支援事業者	
名称	医療法人 秀仁会
代表者	川島 秀雄
所在地	茨城県日立市桜川町 1丁目1番1号
電話番号	0294-35-1266

2. 事業所運営の基本方針

- (1)ご利用者の心身の状況等に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、必要な情報の提供、居宅サービス計画の作成、主治医等との連携、サービス事業者との連絡調整等、適切に行います。
- (2)ご利用者やそのご家族に対して、居宅サービス計画に位置づけるサービス事業者については、複数の事業所の紹介を求める事と、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求める事が可能である事の説明を行い、公正中立に努めます。
- (3)ご利用者が、病院等医療機関に入院する場合には、居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有し、退院後の円滑な在宅生活に移行できるように努めます。
- (4)適切なサービスの提供のために、関係市区町村、地域のサービス提供事業者との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。
- (5)地域包括支援センターから支援困難ケースが紹介された場合、当該ケースを受託する体制を整備しています。
- (6)地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加しています。
- (7)他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等の実施を行います。
- (8)ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病疾患患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加しています。
- (9)介護支援専門員実務研修における科目〔ケアマネジメントの基礎技術に関する実習〕等に協力又は協力体制を確保しています。
- (10)必要に応じて、多様な生活支援のサービス(インフォーマルサービス等を含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成に努めます。
- (11)前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、同一事業所によって提供された割合を説明し、公正中立に努めます。

3. 提供するサービスの内容

日立市より居宅介護支援事業所の指定を受け、次の体制のもとに居宅介護支援を行います。

- (1)居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターさくら日立
所在地	茨城県日立市城南町 1丁目1番11号
介護保険指定番号	居宅介護支援 0870200235号
サービス提供地域	日立市東滑川町を除く本庁地区、多賀地区

- (2)営業時間及びサービスの提供相談窓口連絡先

電話番号	0294-27-6880
営業時間	月曜日～金曜日／午前9時～午後6時(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業) ※居宅サービス計画の作成等のご依頼は、上記時間をお願いいたします。

※緊急時の24時間対応を行っています(ただし、緊急時以外の連絡はご遠慮願います)。

<緊急時の連絡先電話番号> 管理者 携帯 080-2376-4602

(3)事業所の職員体制(人数)

介護支援専門員(常勤)	5人	うち管理者	1人
		うち主任介護支援専門員	3人
合計	5人		

4. サービスの利用料金

(1)利用料

利用料は、厚生労働大臣の定める基準による金額です(別紙ご参照)。

ただし、要介護認定を受けられた場合には、介護保険制度によって、国民健康保険団体連合会から事業者へ直接、全額給付されますので、利用者負担はありません。

(2)償還払いになる場合

ア、介護保険料の滞納等により、国民健康保険団体連合会から事業者へ保険給付が支払われない場合は、厚生労働大臣の定める基準による金額の全額を、直接お支払いいただくことになります。

イ、この場合は、毎月15日までに当事業所より前月分の金額について請求をさせていただきますので、請求書をお受取りになられてから、10日以内にお支払いいただきますようお願いいたします。

ウ、お支払方法は、現金又は銀行振込等の方法を契約時に決めていただきます。

エ、当事業所から領収証及びサービス提供証明書を発行いたしますので、ご利用者が保険者(市区町村)の窓口で、お支払いいただいた金額について直接請求をしていただくことになります。

(3)交通費

介護支援専門員がご利用者のご自宅を訪問させて頂く時の交通費は、事業所が負担いたします。

ただし、ご利用者の自宅が、当事業所が行う通常のサービスの提供地域外に所在する場合は、当該交通費の実費をご請求させていただきますことがあります。

(4)解約料

当契約は、いつでも解約することができ、これに伴う解約料等が発生することはありません。

5. サービスのご利用方法

(1)サービスの利用及び契約の開始

直接相談窓口に来ていただくか、相談窓口の電話番号にお電話ください。事業所の介護支援専門員がご自宅に伺い、重要事項や介護保険制度のご説明後に「居宅介護支援契約」の締結を行い、居宅介護支援サービスの提供を開始させていただきます。

(2)契約期間について

契約は、「居宅介護支援契約」の締結の日が開始日となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了いたします。

但し、ご利用者から、終了することのお申し出がない場合には、次回の要介護状態区分の有効期限満了日まで自動的に更新されます(以後も同様の取扱いとなります)。

(3)契約の終了

ア、ご利用者のご都合で契約を終了する場合

契約の解約について、事業所窓口にご連絡ください。書面にて解約手続をいたします。

イ、事業所の都合で契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への居宅介護支援の提供を終了させていただく場合、終了する1ヵ月前までに事業所より、文書でお知らせするとともに、サービスが中断しないよう、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介させていただきます。

ウ、自動終了となる場合

次の場合は、自動的に契約は終了となりますのでご了承ください。

①ご利用者の希望によりご利用者が介護保険施設に入所された場合。

②ご利用者の要介護認定区分が要介護から要支援2又は要支援1若しくは自立(非該当)と認定された場合。ただし、この場合は、担当地域の包括支援センターに、ご利用者の情報を提供する等、連携を取らせていただきます。

③ご利用者がお亡くなりになられたとき。

エ、その他

当事業所は、正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。

ただし、次の場合は、居宅介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに保険者(市区町村)に連絡いたします。

- ①介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合。
- ②偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合。
- ③長期にご利用のない場合はご相談させていただきます。

6. 個人情報の保護・秘密保持

(1)情報の保護および利用の制限

当事業所は、業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

(2)個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

ア、法令に基づく場合。

イ、人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

ウ、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3)守秘義務の継続

守秘義務は、ご利用者と事業者の契約が終了した後も遵守いたします。

7. 事故発生時の対応

(1)当事業所は、ご利用者に対するサービスの提供に関して事故が発生した場合には、直ちにご利用者又はご家族にご連絡いたします。合わせて、保険者(区市町村)にも連絡を行い、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(2)事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. サービス内容に関する相談・苦情・ハラスメント等の対応体制

(1)次の事項について、ご相談や苦情、ハラスメント等がある場合、事業所の窓口迄ご連絡なくお申し出ください。

ア、事業所が提供するサービスについて。

イ、居宅サービス計画に基づいて提供している各種サービスについて。

(2)営業時間及びサービスの提供相談窓口連絡先

所在地	ケアプランセンターさくら日立		
電話番号	0294-27-6880	FAX 番号	0294-27-0133
営業時間	月曜日～金曜日／午前9時～午後6時(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業)		
担当者役職・氏名	管理者 高橋 要子		

(3)当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情、ハラスメント等については、下記の窓口でも受け付けています。

茨城県保健福祉部 長寿福祉課	所在地	茨城県水戸市笠原町 978 番 6 号
	電話番号	029-301-3313
日立市保険福祉部 介護保険課	所在地	茨城県日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号
	電話番号	0294-22-3111
茨城県国民健康保険 団体連合会	所在地	茨城県水戸市笠原町 978 番 26 号
	電話番号	029-301-1565

(4)相談・苦情・ハラスメント対応方法

ア、相談・苦情・ハラスメント等のお申し出があったときには、お申し出の内容について、懇切丁寧に対応いたします。

イ、お申し出内容につきましては、正確に把握するために、ご利用者の自宅にお伺いし、関係する方々に直接確認を行う場合がありますのでご了承ください。

ウ、対応結果につきましては、文書又は口頭で回答させていただきます。なお、必要に応じて、市区町村に報告いたします。

9. アセスメント及び居宅サービス計画の作成方法

(1)使用するアセスメントの方法

TAI方式によりアセスメントを行います。

(2)居宅サービス計画の作成方法

「ケアマネくん」システムを使用して作成します。

10. 提供するサービスの内容

(1)居宅サービス計画の作成

サービスの計画までの手順は次の通りです。

- ・ ご自宅を訪問し、お客様やご家族から話をうかがいます。
- ・ お客様の了解を得て、主治医にご意見をお尋ねします。
- ・ 必要に応じてサービス事業所等に情報の提供をします。
- ・ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・ サービス計画書の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、お客様より同意を得ます。
- ・ サービス計画書をお客様にお渡しします。

(2)介護支援専門員の居宅訪問頻度は最低月1回訪問をします。

(3)介護保険認定の申請、変更の手続きを代行します。

(4)給付管理表を作成し、毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

(5)このサービスの提供に当たっては、お客様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

(6)サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。また、事業所内の体制等による変更についてもその都度説明をします。もしご不明な点があれば、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

令和 6年 4月 1日

居宅介護支援重要事項説明書に関する同意書

令和 年 月 日

事業者は、居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者及び代理人に対して、本書面に基づく重要事項の説明を行いました。

事業者

事業者名	医療法人 秀仁会
所在地	茨城県日立市桜川町 1丁目1番1号
事業所名	ケアプランセンターさくら日立
所在地	茨城県日立市城南町 1丁目1番11号
管理者	高橋 要子
説明者 (介護支援専門員)	印

利用者及び代理人は、事業者から居宅介護支援の提供に関する重要事項について説明を受けました。

利用者

住所	
署名・捺印	印

代理人

住所	
署名・捺印	印
関係	